

鹿児島県土木施工管理技士会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、鹿児島県土木施工管理技士会という。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の協力によって、土木施工管理技士の品位と社会的地位の向上を目指し、かつ、建設工事を的確に施工するために必要な専門知識及びその能力の習得に努め、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の社会的地位の向上に関する事業
- (2) 土木施工管理技士制度の普及及び宣伝
- (3) 関係団体との連携に関する事業
- (4) 土木施工管理技術に関する情報の収集及び提供
- (5) その他、会員の技術の向上改善に関する研修会、講習会等の実施

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、鹿児島県に住所を有し、1級土木施工管理技士又は技士補の資格を有するものであって、一般社団法人鹿児島県建設業協会(以下「協会」という。)の会員に属する者で、本会の目的に賛同して入会した者とする。

(入会の手続き)

第5条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に第6条に定める会費を添えて提出し、会長が受理するものとする。

(会 費)

第6条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が本会に納付した会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

(自然退会)

第7条 会費を1年(請求した日から会計年度以内)以上滞納したときは、自ら本会を退会したもものとする。

(退会及び資格の喪失)

第8条 会員は、退会しようとするときは、所定の退会届により会長に届け出なければならない。

2 会員は、次の場合には退会したものとみなす。

- (1) 死亡したとき
- (2) 第4条に該当しなくなったとき

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て会長はこれを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (2) その他会員として不適格と認められたとき。

第3章 役員

(役員の数)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理事 25名以内(会長、副会長を含む。)
- (4) 監事 2名以内

(役員を選任)

第11条 理事は、別に定める選出基準により選任する。

- 2 監事は、会員の中から総会において選任する。ただし、必要に応じて会員外から選任することができる。
- 3 会長及び副会長は理事の互選によって選任する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼任することはできない。

(役員の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会務を執行し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、予め会長が指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を執行する。
- 4 監事は、事業計画及び事業報告、収支決算の執行状況を監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は、協会の役員任期とする。ただし、補欠選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任を防げないものとする。

(役員報酬)

第14条 役員報酬は、無報酬とする。

- 2 役員が、会務執行のために要する経費は、本会が支弁する。

第4章 総会

(総会)

第15条 本会の会議は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第16条 総会(以下「代議員会」という。)は、会長、副会長及び理事(以下「代議員」という。)をもって構成する。

(代議員会の権能)

第17条 代議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びに決算
- (3) その他、役員会において必要と認める事項

(代議員会の開催)

第18条 代議員会は、毎年1回開催する。また、3分の1以上の代議員が目的事項及び召集の理由記載した書面で代議員会の開催を請求したときは、会長は遅滞なく臨時の代議員会を開催しなければならない。

- 2 代議員会は、代議員の過半数以上の出席がなければ開催することはできない。
- 3 代議員会の議決は、出席者数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない事由により代議員会に出席できない代議員は、委任状をもって他の出席者に議決権の行使を委任することができる。
- 5 他の出席者に委任した場合、委任者は代議員会に出席したものとみなす。

(代議員会の召集)

第19条 代議員会は、会長が召集する。

(代議員会の議長)

第20条 代議員会の議長は、会長とする。

(代議員会の議事録)

第21条 代議員会の議事録は議長が作成し、議事の経過要領を記載し議長及び議長が指名する出席者2人が記名押印して保存しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第22条 本会の事務局は、協会内に置く。

第6章 資産及び会計

(資産)

第23条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第24条 資産は、会長が管理し、その方法は、代議員会の議決により定める。

(経費の支弁)

第25条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第27条 本会の事業計画及び収支予算は、毎会計年度の初めに代議員会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第28条 やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、会長は副会長の同意を得て、予算成立までの会務を執行することができる。

(事業報告及び決算)

第29条 本会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が作成し監事の監査を経て、代議員会の承認を受けなければならない。

第7章 付 則

(付 則)

第30条 この会則は、平成29年6月6日から施行する。

(付 則)

この会則は、令和5年4月17日から施行する。

鹿児島県土木施工管理技士会会費規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、鹿児島県土木施工管理技士会会則第6条の規定に基づき、会費についての必要な事項を定めるものとする。

(会 費)

第2条 会費は、次の金額とする。

- (1) 年額 3,000円

(会費の納入)

第3条 会費の納入は、原則として前年度末日までに全額納入するものとする。
年度途中で入会する場合も、第2条に定める金額を全額納入しなければならない。

(臨時会費)

第4条 本会において、必要と認めたときは、臨時会費を徴収することができる。

付 則

この規程は、平成29年6月6日から施行する。

鹿児島県土木施工管理技士会旅費規程

（目 的）

第1条 この規程は、鹿児島県土木施工管理技士会の役員及び職員に対し、支給する旅費に関する事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 出張とは、役員が会議などのために招集されたとき、並びに職員が業務のため旅行することをいう。

（旅行命令）

第3条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、会長が発する召集案内書並びに会長又は事務局長が発する旅行命令によるものとする。

（準 用）

第4条 旅費の種類、計算及び支給に関する事項は、一般社団法人鹿児島県建設業協会（以下「協会」という。）旅費規程を準用する。

（旅費の調整）

第5条 役員が協会の会議に併せて出席し、協会より旅費が支給される場合は、旅費の全額又は一部を減額して支給することができる。

（委 任）

第6条 この規程で定めるもののほか、旅費に関する必要な事項は、代議員会の決議を経て会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成29年6月6日から施行する。

鹿児島県土木施工管理技士会事務局規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、鹿児島県土木施工管理技士会（以下「技士会」という。）
会則第22条の規定に基づき、事務局に関する事項を定めるものとする。

(事務局の組織)

第2条 事務局に、事務局職員として事務局長及び所要の職員を置く。

(事務局長の職務)

第2条 事務局長は、上司の命を受け、職員を指導監督し、技士会の事務を処理する。

(職員の任免)

第4条 事務局長及び職員は、会長が任免する。

(職員の服務)

第5条 職員の服務に関する事項については、一般社団法人鹿児島県建設業協会就業規則を準用する。

(委任)

第6条 この規程で定めるもののほか、職員に関する必要な事項は、代議員会の決議を経て会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成29年6月6日から施行する。

鹿児島県土木施工管理技士会理事選出基準に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、鹿児島県土木施工管理技士会（以下「技士会」という。）会則第11条の規定に基づき、理事の選出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般社団法人鹿児島県建設業協会理事からの選出)

第2条 一般社団法人鹿児島県建設業協会（以下「協会」という。）の会長、副会長、総務委員及び専務理事が技士会の理事となるものとする。

2 第1項に規定する者が、技士会の会員でない場合において、会員を有する企業の代表者であるときは役員になることができる。

3 第1項に規定する者が技士会の会員でなく、かつ、自社に会員を有しないときは、協会の当該支部長からの推薦者を役員とすることができる。

(委任)

第3条 この規程で定めるもののほか、役員を選出に関する必要な事項は、代議員会の決議を経て会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成29年6月6日から施行する。

鹿児島県土木施工管理技士会表彰規程

(趣旨)

第1条 鹿児島県土木施工管理技士会（以下「本会」という。）の表彰については、この規程の定めるところによる。

(表彰の基準)

第2条 会長は、会員が次に該当するときは、この規程の定めるところにより表彰する。

(1) 優秀技術賞

優良工事等として表彰を受けた工事に土木技術者として従事し、他の模範となる者

(2) 特別功労賞

土木施工管理技士の社会的地位の向上に特別の功労のあった者

(表彰委員会)

第3条 表彰の実施に関する事項を審議する表彰委員会は、会長及び副会長で構成する。

2 審議事項は、受賞者の決定及び表彰の実施に関するその他の事項とする。

(表彰)

第4条 表彰は、通常総会において表彰状等を授与して行う。なお、優秀技術賞については、会長に代わり受賞者の属する支部の代議員が表彰状等を授与して行うことができる。

(表彰の規準等)

第5条 表彰の規準等は別に定める。

(付則)

この規程は、令和2年4月16日から施行する。

鹿児島県土木施工管理技士会表彰規準等

鹿児島県土木施工管理技士会表彰規程（以下「規程」という。）第5条の規程に基づき、表彰の規準等を次のとおり定める。

1 規程第2条（表彰の規準）該当者

(1) 優秀技術賞該当者は、鹿児島県土木施行管理技士会の正会員のうち、前年度に鹿児島県から「優秀技術者として環境林務部長表彰又は農政部長表彰、土木部長表彰を受けた者」並びに「鹿児島県優良工事として環境林務部長表彰又は農政部長表彰、土木部長表彰を受けた施工業者の監理技術者、主任技術者」とする。

但し、部長賞を対象とし、1工事につき1名とする。

(2) 特別功労賞該当者は、本会会長として5年以上にわたって在職した者、又は特別な功労があったとして本会会長が推薦した者とする。

2 他団体表彰との調整及び再度の表彰

(1) 規程第2条(1)から(2)までに該当し、(一社)全国土木施工管理技士会連合会から表彰を受けた者については、表彰しないものとする。

(2) この表彰規程により既に受賞した者については、10年間は同一の賞に限り再度の表彰は行わないものとする。

3 申請手続き及び審査

(1) 規程第2条(1)に該当する者の申請手続きは、鹿児島県の優良工事等表彰の発表をもって、本部事務局が会長に提出するものとする。

(2) 規程第2条(2)に該当する者の申請手続きは、本部事務局が会長に提出するものとする。

(3) 会長は、その者が広く賞揚するに値すると認めるときは、表彰委員会においてこれを審査するものとする。

4 贈賞

贈賞は、表彰状及び副賞とする。但し、副賞は予算の範囲内で付与することができる。

(付 則)

この規準は、令和2年4月16日から施行する。

鹿児島県土木施工管理技士会会則の一部改正について

1 改正の理由

本会の会員は、平成29年6月6日施行の本会会則において、「1級土木施工管理技士」としているが、令和3年4月1日施行の改正建設業法施行令により、1級又は2級各級の各種目の第二次検定合格者に「技士」、第一次検定合格者に「技士補」の称号が与えられるようになっている。

技士補は、建設現場で課題となっている「技術者の不足」を補うべく、新・担い手三法の一部施行に伴い創設された称号であり、特に、1級土木施工管理技士補は、現場の責任者になることもでき、施工管理の技術者を育成しやすい労働環境になることも期待されている。

本会の目的である「土木施工管理技士の品位と社会的地位の向上」を図るため、1級技士と共に1級技士補も会員となれるよう会則を改正しようとするものである。

2 改正する条項

鹿児島県土木施工管理技士会会則 第2章 第4条 会員

3 改正の内容

「1級土木施工管理技士」の次に「又は技士補」を加える。

「1級土木施工管理技士」を「1級の土木施工管理の技士又は技士補」に改める。

(1) 現行の条文

本会の会員は、鹿児島県に住所を有し、1級土木施工管理技士の資格を有するものであって、一般社団法人鹿児島県建設業協会（以下「協会」という。）の会員に属する者で、本会の目的に賛同して入会した者とする。

(2) 改正後の条文（字句を加える部分に網掛け下線）

本会の会員は、鹿児島県に住所を有し、1級の土木施工管理の技士又は技士補の資格を有するものであって、一般社団法人鹿児島県建設業協会（以下「協会」という。）の会員に属する者で、本会の目的に賛同して入会した者とする。

4 改正会則の施行日

代議員会で可決の日即日